

離島供給収支計算書

平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで

(単位 百万円)

費用の部		収益の部	
項目	金額	項目	金額
営業費用	55	営業収益	6
水力発電費	-	電灯料（離島供給に係る収益に限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）	2
火力発電費	55	（燃料費調整分）	(-)
新エネルギー等発電費	-	電力料（離島供給に係る収益に限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）	2
他社購入電源費	-	（燃料費調整分）	(-)
販売費	0	他社販売電源料	-
		託送収益	-
		接続供給託送収益	-
		（離島ユニバーサルサービス費）	(-)
		（燃料費調整分）	(-)
		電気事業雑収益	0
		遅収加算料金	0
		社内取引収益	-
		（離島ユニバーサルサービス費相当額）	(-)
		（燃料費調整分相当額）	(-)
営業利益（又は営業損失）	△49		
営業外費用	0	営業外収益	3
財務費用	0	財務収益	2
（株式交付費）	(-)	（預金利息）	(0)
（株式交付費償却）	(-)		
（社債発行費）	(0)		
（社債発行費償却）	(-)		
事業外費用	0	事業外収益	0
特別損失	-	特別利益	-
税引前離島部門当期純利益（又は税引前離島部門当期純損失）	△47		
法人税等	-		
離島部門当期純利益（又は離島部門当期純損失）	△47		

(記載注意)

- 次に掲げる事項について、脚注として記載すること。
 - 離島供給収支計算書の作成に関する会計方針（重要なものに限り、その採用が原則とされているものを除く。）
 - 会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額（ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。）
 - 必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他送配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項
- 法人税等については、税引前離島部門当期純利益に法定実効税率を乗じて得た額を計上する。
- 該当すべき事項がないときは、表の作成又は記載を省略することができる。